

牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点（案）

- ：防疫指針本体の変更内容
- ：防疫指針留意事項（局長通知）の変更内容

第3章 まん延防止対策**第1節 家畜における防疫対応****第12 ウイルスの浸潤状況の確認等**

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜が確認された場合、発生農場の周囲の地域において、野生動物の感染確認検査を実施する旨を明記。

第2節 野生動物における防疫対応**第24 ウイルスの浸潤状況の確認等**

- 都道府県は、野生動物の陽性個体確認地点等を中心とした半径10km以内の区域において、死亡した野生動物及び捕獲された野生動物について、必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する旨を追記。また、同区域において、捕獲による感受性動物の個体削減、防護柵等による囲い込みを行う旨を追記。

（以上）